2　前項の滞納処分をした行政機関等は、同項の参加差押えをした税務署長による換価の執行に係る同意の求めがあつた場合において、その換価の執行を相当と認めるときは、これに同意するものとする。ただし、同項の滞納処分による差押えに係る不動産につき既に他の参加差押えをした行政機関等による換価の執行に係る同意をしているときは、この限りでない。

3　換価執行決定は、第一項の参加差押えをした税務署長による換価の執行に係る同意をした行政機関等（以下「換価同意行政機関等」という。）に告知することによつてその効力を生ずる。

4　換価執行決定をした税務署長（次条において「換価執行税務署長」という。）は、速やかに、その旨を滞納者及び参加差押不動産（換価執行決定をしたものに限る。以下「特定参加差押不動産」という。）につき交付要求をした者に通知しなければならない。

（換価執行決定の取消し）

第八十九条の三　換価執行税務署長は、次の各号のいずれかに該当するときは、換価執行決定を取り消さなければならない。

一　換価執行決定に係る参加差押え（以下「特定参加差押え」という。）を解除したとき。

二　換価同意行政機関等の滞納処分による差押え（政令で定めるものを除く。次条において「特定差押え」という。）が解除されたとき。

三　特定参加差押不動産の価額が特定参加差押えに係る滞納処分費及び特定参加差押えに係る国税に先立つ他の国税、地方税その他の債権の合計額を超える見込みがなくなつたとき。

四　前三号に準ずるものとして政令で定めるとき。

2　換価執行税務署長は、次の各号のいずれかに該当するときは、換価執行決定を取り消すことができる。

一　特定参加差押えに係る国税の一部の納付、充当、更正の一部の取消し、特定参加差押不動産の価額の増加その他の理由により、その価額が特定参加差押えに係る国税及びこれに先立つ他の国税、地方税その他の債権の合計額を著しく超過すると認められるに至つたとき。

二　滞納者が他に差し押さえることができる適当な財産を提供した場合において、その財産を差し押さえたとき。

三　特定参加差押不動産について、三回公売に付しても入札等がなかつた場合において、その特定参加差押不動産の形状、用途、法令による利用の規制その他の事情を考慮して、更に公売に付しても買受人がないと認められ、かつ、随意契約による売却の見込みがないと認められるとき。

四　前三号に準ずるものとして政令で定めるとき。

3　前二項の規定により換価執行決定を取り消した税務署長は、速やかに、その旨を滞納者、換価同意行政機関等及び特定参加差押不動産につき交付要求をした者（第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定による換価執行決定の取消しにあつては、滞納者及び特定参加差押不動産につき交付要求をした者）に通知しなければならない。

4　特定参加差押不動産については、換価同意行政機関等が行う公売その他滞納処分による売却のための手続は、第一項又は第二項の規定により換価執行決定が取り消された後でなければ、することができない。

（換価執行決定の取消しをした税務署長による換価の続行）

第八十九条の四　特定差押えが解除された場合において、前条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定による換価執行決定の取消しに係る参加差押えにつき第八十七条第一項（参加差押えの効力）の規定により差押えの効力が生ずるとき（次に掲げる場合を除く。）は、当該換価執行決定の取消しをした税務署長は、当該換価執行決定に基づき行つた換価手続を当該差押えによる換価手続とみなして、当該差押えに係る不動産（以下この条において「差押不動産」という。）につき換価を続行することができる。

一　差押不動産につき強制執行又は担保権の実行としての競売が開始されている場合

二　当該税務署長が行つた当該換価執行決定の取消しに係る参加差押えよりも先にされた交付要求がある場合

三　特定差押えが解除される前に特定参加差押不動産を換価したとすれば消滅する権利で、差押不動産の換価に伴い消滅しないものがある場合

第九十三条中「差押財産」を「差押財産等」に改める。

第九十四条第一項中「差押財産」を「差押財産等」に改め、同条第二項中「せり売」を「競り売り」に改める。

第九十五条第一項中「差押財産」を「差押財産等」に改める。

第九十六条第一項に次の一号を加える。

三　換価同意行政機関等

第九十六条第二項中「債権現在額申立書の提出」を「債権額の確認方法」に改める。

第九十八条第一項及び第百二条中「差押財産」を「差押財産等」に改める。

第百三条の見出しを「（競り売り）」に改め、同条第一項中「せり売」を「競り売り」に、「差押財産」を「差押財産等」に、「買受」を「買受け」に、「申込」を「申込み」に改め、同条第二項中「せり売人」を「競り売り人」に、「差押財産」を「差押財産等」に、「せり売を」を「競り売りを」に改め、同条第三項中「差押財産」を「差押財産等」に、「せり売」を「競り売り」に改める。

第百九条第一項中「一に」を「いずれかに」に、「差押財産」を「差押財産等」に改め、同項第三号中「売却決定の取消」を「買受代金の納付の期限等」に改め、同条第三項中「差押財産」を「差押財産等」に改め、同条第四項中「公売通知等の例外」を「再公売」に、「差押財産」を「差押財産等」に、「最高価申込者等の通知等」を「入札又は競り売りの終了の告知等」に改める。

第百十七条の見出し中「国税」を「国税等」に改め、同条中「国税」の下に「（特定参加差押不動産を換価する場合にあつては、特定参加差押えに係る国税又は換価同意行政機関等の滞納処分による差押えに係る国税、地方税若しくは公課）」を加える。

第百二十四条第一項中「また」を削り、同条第二項中「引受」を「引受け」に改め、同項第一号中「差押」を「差押え」に改め、「国税」の下に「（特定参加差押不動産を換価する場合にあつては、換価同意行政機関等の滞納処分による差押えに係る地方税又は公課を含む。）」を加える。

第百二十六条中「差押財産」を「差押財産等」に改める。

第百二十八条第一項第一号中「差押財産」の下に「又は特定参加差押不動産（次条第一項第三号及び第百三十六条（滞納処分費の範囲）において「差押財産等」という。）」を加え、同条第二項中「差押財産」を「差押財産等」に、「按分して」を「按分（あんぶん）して」に改める。

第百二十九条第一項第一号中「国税」の下に「（特定参加差押不動産の売却代金を配当する場合にあつては、特定参加差押えに係る国税）」を加え、同項第二号中「公課」の下に「（特定参加差押不動産の売却代金を配当する場合にあつては、差押えに係る国税、地方税及び公課を含む。）」を加え、同項第三号中「差押財産」を「差押財産等」に改め、同項第四号中「第三者の損害賠償請求権等への配当」を「引渡命令を受けた第三者等の権利の保護」に、「自動車等についての準用規定」を「自動車、建設機械又は小型船舶の差押え」に改める。

第百三十六条中「の差押」を「の差押え」に、「差押財産」を「差押財産等」に、「差し押えた」を「差し押さえた」に、「取立」を「取立て」に改める。

第百八十二条第二項中「差し押さえた財産」を「差押財産」に改め、同条第三項中「差し押さえた財産」を「差押財産又は参加差押不動産」に改める。

第百八十三条第二項及び第三項中「差し押さえた財産」を「差押財産」に改め、同条第四項中「差し押さえた財産」を「差押財産又は参加差押不動産」に改める。

（外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律の一部改正）

第十三条　外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和三十七年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第六号ロ及びハ中「場所」の下に「その他これに準ずるもの」を加え、同条第七号を削り、同条第八号を同条第七号とし、同条第九号を同条第八号とする。